

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）提言に対する
日本政府よりのレポート

平成17年4月

注：本レポートの記載内容は、平成17年2月10日時点での状況を踏まえ、作成されている。

<目次>

第1 ワーキング・パーティ（貿易・投資）

- 1．日-EU 相互の直接投資促進に向けた双方向首脳の間同宣言
- 2．投資の成果に対する保障
- 3．迅速な事業展開の支援（人的資源移動の円滑化、迅速化）
- 4．事業再編の支援（法制・税制上の観点）
- 5．規制改革の推進
- 6．断固たる改革による経済成長の促進
- 7．海外投資を支える法制・税制の近代化
- 8．地域レベルでの事業活動の支持
- 9．強力な競争制度の確立
- 10．日本郵政民営化
- 11．規制改革による事業展開の促進
- 12．規制過程における透明性と一貫性の保証
- 13．日本の食品添加物リストの改革
- 14．新規医薬品申請における試験データの保護
- 15．通信分野における市場原理の強化
- 16．外国税額控除制度の改正
- 17．CFC 税制（タックス・ヘイブン税制）の改正

第2 ワーキング・パーティ（会計・税制）

- 18．会計
- 19．税制

第3 ワーキング・パーティ（情報通信技術（ICT））

- 20．ブロードバンド加入者数目標の再設定
- 21．ブロードバンドの利用促進
- 22．安全なネットワーク環境の確立
- 23．IT 政策の進捗に関する PDCA サイクルの確立
- 24．VoIP
- 25．「消費者信頼」及び投資促進のための規制環境の整備

第4 ワーキング・パーティ（WTO）

- 26．世界貿易機関（WTO）に対する共同宣言

第5 ワーキング・パーティ（生命科学/バイオテクノロジー(LS&BT)）

- 27．全体的な提言
- 28．健康LS&BT
- 29．工業/環境LS&BT（IEB）
- 30．植物LS&BT

第6 ワーキング・パーティ（持続可能な発展）

- 31．自主的取り組み
- 32．十分な事前協議
- 33．革新/パートナーシップの推進
- 34．代替エネルギーの技術開発の促進
- 35．ポスト京都議定書
- 36．教育の重要性
- 37．発展途上国への支援

第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）

1. 日-EU 相互の直接投資促進に向けた双方首脳の間宣言

BDRT 提言

- (1) 両政府は、日-EU 間の相互直接投資促進に向けた基本的考え方や方向性等に関し、首脳による共同宣言を行うべきである。
- (2) 共同宣言には、「投資の成果に対する保障」「迅速な事業展開の支援」「事業再編の支援」及び「規制改革の推進」の4点が重点課題として明記されるべきである。

現在までの対応状況

- (1) 2004年6月22日に東京で開催された第13回日・EU 定期首脳協議において、日EU 両首脳は、両者間の直接投資促進に向けた考え方や具体的措置を示した共同プレス・ステートメント及び「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」（別添）を发出しており、まさにBDRT 提言に対応したものとなっている。

（参考）第13回日・EU 定期首脳協議共同プレス・ステートメント（投資関連部分の抜粋）

日・EU 経済関係が発展し、それぞれが相手側の経済における重要な利害関係者となっていることに留意しつつ、日・EU 首脳は、両者間の貿易及び投資関係の更なる強化が繁栄の更なる拡大に寄与するものであることを認識した。この目的のため、日・EU 首脳は、「双方向投資を促進するための協力の枠組み」を承認した。この枠組みでは、新たな規制に関する対話、規制の透明性、基準認証制度に関する協力、透明で、予測可能であり且つ国際的に競争的な投資環境の創出及び外国人居住者のための生活環境の整備といったビジネス界の重要な関心事項に取り組むための具体的な行動が予定されている。この枠組みは、昨年の日・EU 定期首脳協議の際に提出された日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルの提言に込めるものでもある。

- (2) また、BDRT 提言において重点課題として指摘されている「投資の成果に対する保障」、「迅速な事業展開の支援」、「事業再編の支援」及び「規制改革の推進」の4点に関しては、上記「日・EU 投資枠組み」において、それらに関連する具体的措置が明記されている。

今後の見通し

日本とEU は、上記「日・EU 投資枠組み」に明記された諸措置の進捗状況を、今後の日・EU 定期首脳協議において評価することとなっており、本年の日・EU 定期首脳協議において右諸措置の進捗状況を評価する予定。

2. 投資の成果に対する保障

BDRTの提言

- (1) 両政府は、EU - 日本間の親子会社間の配当、関連会社間の金利・ロイヤルティ支払いに対する源泉税を免除すべきである。
- (2) 移転価格税制を簡素化・合理化し企業の遵守コストを軽減することにより、双方企業の国際競争力を高めるため、両政府は、次の事項の実現に向けた共同作業部会を設置すべきである。
 - (イ) 遵守コストの低減のため、日-EU 間及び EU 加盟国間の制度解釈、必要提出書類等を簡素化する方向で統一する。
 - (ロ) EU - 日本間の取引に対する片務、双務、多国間の事前確認制度 (Advance Price Agreements) 取得コストを削減するため、ガイドラインを確立し、そのガイドラインを全 EU 加盟国に普及させる。日本と全 EU 加盟国間において統一されたルールに基づく制度適用を可能にする。
- (3) 日本、EU 及びその加盟国政府は、日・EU 相互の直接投資を推進するため、中長期的課題として、事業投資から得られる受取配当・キャピタルゲインに対し法人税非課税とする、投資資本参加免税制度の導入あるいはその適用拡大に向け具体的検討を開始すべきである。

現在までの対応状況

- (1) (税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。)
- (2) 移転価格税制の執行については、以下に記すとおり、OECD 租税委員会での議論を中心として様々な論点からの検討を行っているところであり、特に日本 EU 間での新しい共同作業部会を設置する必要はないものとする。
 - (イ) 我が国としては、納税者が異なる課税管轄の移転価格の文書化基準に合致するために費用のかかる二重の行政要件に直面していることについては理解している。また、移転価格上の文書化に関して基準を共通にすることにより、課税当局に国外関連取引に関する分析を行う上で有益な資料を提供し、移転価格上で生じる可能性のある争いを減少させると理解している。

本件については、EU ではないが、環太平洋税務長官会議 (PATA) の加盟国 (豪、加、米、日) との間で、移転価格の文書化に関するパッケージを策定し、3つの原則を示すとともに、調査において必要な資料の同時文書 (その対象となった取引が行われた時点で存在していた文書、あるいは各国の規定に基づく納税申告書の提出期限までに作成された文書で、その間に生じた取引に関連する情報を含んだものをいう) を具体的に掲げている。

多国籍企業は、課税当局の決定したルールに従い、独立企業原則に則った移転価格の設定のために十分な努力を図ること。

多国籍企業は独立企業原則に従った移転価格設定を行う過程で同時文書を作成し、保存すること。

多国籍企業は課税当局の求めに応じ迅速に文書を提出すること。

この移転価格に係るモデル・ドキュメンテーション・パッケージについては、納

税者がこれを利用することは強制ではなく、PATA 参加国の法律により課される以上の法的義務を課せられないこととなっている。我が国には移転価格に関する同時文書化の規定はないが、我が国の移転価格調査において求める資料は、この PATA モデル・ドキュメンテーション・パッケージと一致している。

また、我が国はもちろん、大半の EU 加盟国は OECD のメンバー国であり、移転価格税制に関する国際的なルールについては、従来より OECD 租税委員会を通じて行ってきたところである。よって、制度の解釈については、今後においても、「OECD 移転価格ガイドライン」に則り、OECD の場で議論すべき問題である。

(口) 我が国においても、二国間 APA の有効性を認識しているところであり、移転価格税制の円滑な執行、移転価格課税に関連する企業の事務負担の軽減、及び企業経営の予測可能性確保のため、積極的に推進しているところである。また、EU 加盟国との間でも円滑に二国間 APA にかかる相互協議が進められているところであり、格別の問題は生じていない。

移転価格税制については、事前確認制度を含め EU 諸国とも共に OECD において議論を行っていることから、この議論を通じ日本と EU 諸国とはコンセンサスが醸成されているものとする。

仮に EU-日本間のガイドラインについて検討する場合にも、OECD での議論を基本とすべきと考えることから、当面は OECD の議論を通じ、日・EU も含めた加盟国間でのコンセンサスを得ていくことが適切と考える。

なお、我が国の事前確認制度については平成 13 年 6 月に事務運営指針が発遣されており、また、一昨年、昨年と APA レポートを国税庁ホームページにて発表している(英訳あり)ことから、我が国の事前確認制度及び執行状況の参考とされたい。

(3)(税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。)

今後の見通し

(1)(税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。)

(2)(イ) 今後とも、移転価格に関する国際的なルールについては、我が国及び EU 双方ともに OECD における議論の中でより一層の明確化に努めていくべきと考える。また、文書化の問題については、我が国としては、PATA におけるモデルドキュメンテーションパッケージに合意しているところであり、今後は、OECD における議論に積極的に関与していくべきと考えている。

(ロ) 上記の通り、現在、OECD において二国間事前確認も含めた移転価格税制についての検討が行われているところ、日-EU 間のみ事前確認についての共同ガイドラインを作成する予定はない。

(3)(税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。)

3. 迅速な事業展開の支援（人的資源移動の円滑化、迅速化）

BDRTの提言

- (1) 両政府は、EUの全加盟国と日本との間で社会保障協定を早期に締結することを宣言すべきである。
- (2) 両政府は、EU - 日本間の労働滞在許可証・自営業滞在許可証の取得に関し、企業派遣者について、取得手続を簡素化・迅速化し、労働滞在許可証の赴任国入国後申請を可能にするとともに、配偶者に対しても労働滞在許可・自営業滞在許可など赴任国における活動に関し企業派遣者本人と同じ権利を付与すべきである。

現在までの対応状況

- (1)(イ) 我が国は、ドイツ及び英国との間で社会保障協定を締結・発効済みである。また、韓国及び米国との間で平成16年2月に社会保障協定に署名し、同年6月に国会の承認を得た。韓国との協定は平成17年4月1日に発効予定であり、米国との協定は同年秋頃の発効を目指して米国議会の通過を待っている状況である。
 - (ロ) ベルギー及びフランスとの間で案文の実質合意に達し、現在、できるだけ早期に国会の承認を得て協定が発効できるように所要の手続きを進めているところである。
 - (ハ) また、カナダとの間で現在、社会保障協定の締結交渉を行っているほかオーストラリアとの間で締結交渉に向けた情報・意見交換会を行っている。
- (2)(イ) 企業活動の国際化に伴い、高度な技術等を有する外国人の雇用や企業内における国境を越えた転勤等が増加し、外国人の雇用に係る移動が迅速かつ円滑な手続で行われることが求められていることを受けて、平成16年3月から、不法残留等の問題が発生するおそれが少ないなど「優良」と認められる機関との契約に基づいて雇用される外国人の申請については、申請受理日からおおむね2週間以内に処理するとともに、雇用機関に関する立証資料については、過去1年以内に提出がなされており、特段の変更がない場合、新たな提出を求めない措置を講じ、審査の迅速化・簡素化を図ることとした。
 - (ロ) 外国企業等の企業内転勤者のうち、経営又は管理に従事する者は、「投資・経営」の在留資格に、経営又は管理者としてでないが、高度な技術・専門知識を必要とする業務に従事する者は、「企業内転勤」の在留資格に該当する可能性があり、それぞれ在留資格ごとに求められる要件に適合しなければならないが、これらの在留資格に該当しない場合でも、「人文知識・国際業務」又は「技術」に該当することがある。このような在留資格の取扱いについて明確にし、入国管理局ホームページ等において周知徹底を図っている。
 - (ハ) 企業内転勤者に係る資格の決定に関しては、たとえ、他の目的で我が国に入国した場合であっても、在留資格の変更に係る申請手続は可能であり、かつ、当該申請に対する処理を迅速に行うよう努めている。
- (ニ) 配偶者については、本人が、就労が認められている在留資格を取得することにより就労が可能であることのほか、資格外活動の許可を受けて一定の条件の下に短時間労働（パートタイム）に従事することができる。

- (ホ)なお、滞在労働許可の取得手続の簡素化・迅速化については、平成16年度日・EU規制改革対話においてもEU側に改善を要望しているところである。

今後の見通し

- (1)(イ)社会保障協定の締結は、保険料の二重負担を解消すること等を目的としており、相手国との人的交流や経済交流を促進する等両国間のさらなる関係強化に資するものと考えている。締結にあたっては、相手国の社会保障制度における社会保険料負担の規模、在留邦人及び進出日系企業の状況、経済界からの要望、二国間関係等を総合的に考慮した上で優先度の高いものから順次交渉を行っていく考えである。EU加盟国との間の社会保障協定についてもこうした総合的判断に基づいて進めていくこととなる。
- (ロ)また、EU加盟国の中でも、社会保障制度は国ごとに成り立ちや仕組みが異なるために、実際に協定を締結する際には、相手国ごとに社会保障制度の相違を調整する必要があり、結果として、相手国ごとに協定に規定する内容が大きく異なることとなる(EU加盟各国がEU加盟国以外の国との間で現に締結している社会保障協定の内容についてもEU加盟国ごとに相当の相違が見られる。)
- (ハ)政府としては、EU加盟国との社会保障協定の締結を重要な事項と認識しており、経済界からの要望等を踏まえ、可能な範囲で各国との締結作業に取り組んでいく所存である。例えば、オランダとの間で、締結交渉に向けた情報・意見交換会を近々開催予定である。
- (2)今後も適宜見直しを検討する。

4. 事業再編の支援（法制・税制上の観点）

BDRTの提言

- （１）両政府は、株式交換や資産移転を伴う EU - 日本間にまたがる事業再編をより一層容易にするよう、それぞれ会社法を整備すべきである。
- （２）株式交換や資産移転を伴うものも含め、事業再編に伴う未実現利益に対する課税繰延対象を一層拡大するよう、それぞれ税法を改正すべきである。

現在までの対応状況

- （１）法制審議会は、平成 17 年 2 月 9 日、会社法制の現代化に関する要綱を決定し、法務大臣に答申したが、同要綱では、株式交換及び吸収合併の対価を柔軟化するものとされ、外国株式を対価とすることも認める内容となっている。
- （２）（税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。）

今後の見通し

- （１）今通常国会において、会社法制の現代化に関する関連法案を提出する予定である。
- （２）（税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。）

5. 規制改革の推進

BDRTの提言

- (1) EU 及び日本は、貿易・投資に関するオープンな規制環境の創造に向け、現行の規制改革対話を通じた協力を継続すべきである。
- (2) EU 及び日本はそれぞれ、製品・サービスに関する不合理な認可手続きを廃止するとともに、製品に関する基準・検定・届出の相互認証に向け引き続き努力すべきである。

現在までの対応状況

(1) 1994年に始まった日・EU 規制改革対話は、昨年10周年を迎えたことを機に、昨年の日・EU 定期首脳協議において、本対話が「ビジネス環境に影響を及ぼす規制問題を取り扱うために、比類なく成功し、適合的な枠組みであること」が確認された。平成16年度においても、平成16年11月に東京で主にEU側の対日要望につき議論を行い、EU側は、金融サービス、郵便サービス、国際基準の促進等の分野での規制改革の推進を高く評価した。日本側の対EU要望については、昨年度対話以降、放送用として使用できないプロフェッショナルカメラのアンチダンピング税の適用除外、個人情報保護にかかる標準契約条項、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書へのECの加入について、要望の内容は実現された。平成17年3月にはブリュッセルで、EUの商法・商慣行等の分野横断的事項、金融サービス、法律サービスを初めとする業種別規制、環境規制、並びに運転免許証や滞在労働許可証等のビジネス環境の基盤的事項等、幅広い分野における日本側の対EU要望について、議論を行う予定である。

(2)(イ) 本件に関しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(分野別措置事項16等参照)」に基づき、見直しを実施している。

個々の基準認証等の制度については、事業者による自主的な取り組みによって達成出来るものについては、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行ってきた。

また、基準の国際的整合化については、国際規格が既に存在するものについては、妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働きかけを行い、また、外国データの受入や相互承認を推進してきた。

さらに、事業者の負担軽減のため、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排除する等、措置を講じることとしている。

例えば昨年は、通信端末機器及び無線設備の基準認証について、以下の制度改革を実施。

- ・製造業者等が自ら適合性を確認できる、技術基準適合自己確認制度(SDoC)の導入。
- ・第三者認証制度について、認証機関の指定制度から登録制度への移行。
- ・これまで認証機関が審査に活用できる外部の試験データについて当局の認定を受けた者が作成したものに限定していたところ、認証機関の判断により誰

が作成した試験データでも受入れ可能とした。

- (口) 日 EC 相互承認協定に関しては、これまでの3分野(通信端末機器及び無線機器分野、電気製品分野、化学品分野)に加え、2004年5月には日本と EC の間で、相手国当局による適合性評価結果を受け入れること等を目的とした医薬品 GMP 分野における日 EC 相互承認協定の実施を開始した。

また、日 EC 相互承認協定に基づき、通信端末機器、無線機器分野における日本向け適合性評価機関の登録(ドイツの CETECOM ICT Services GmbH)、電気製品分野における欧州向け適合性評価機関の登録((財)日本品質保証機構:電気製品分野のうち電気安全関連)、化学品分野における G L P ラボリストの提出等を実施した。

今後の見通し

- (1) 日・EU は、貿易・投資に関するオープンな規制環境の創造のために、現行の日・EU 規制改革対話が有効なツールであることを認識しており、引き続き本対話を通じて、規制改革の推進とビジネス環境の改善に努めていく方針である。
- (2) 平成 17 年 3 月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」を改定する予定であり、今後も同計画の改定に基づき見直しを更に行うこととしている。

6. 断固たる改革による経済成長の促進

BDRTの提言

経済情勢の回復を維持するため、日本政府は構造改革を継続することが重要である。

現在までの対応状況

これまで、雇用・中小企業のセーフティネットの確保に万全を期すとともに、新規起業の促進策、構造改革特区や都市再生など地方の意欲や挑戦を尊重した地域経済の活性化策、持続的な制度の構築に向けた社会保障制度改革などに取り組んできた。

今後の見通し

デフレの克服と民間需要主導の持続的な経済成長の実現、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を実現するため、構造改革への更なる取組を推進する。

7. 海外投資を支える法制・税制の近代化

BDRT 提言

税中立ベースでの国境を越えた株式交換を可能とするように商法および関連する税法を改正すべきである。

現在までの対応状況

法制審議会は、平成17年2月9日、会社法制の現代化に関する要綱を決定し、法務大臣に答申したが、同要綱では、株式交換及び吸収合併の対価を柔軟化するものとされ、外国株式を対価とすることも認める内容となっている。なお、税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。

今後の見通し

今通常国会において、会社法制の現代化に関する関連法案を提出する予定である。なお、税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。

8. 地域レベルでの事業活動の支持

BDRT 提言

PFI / PPP スキーム使用を通じ、公共サービス分野における民間部門の参画を促進すべきである。このようなスキームが十分に機能するためには、真に開かれた透明な政府調達制度が必須である。地方自治体はまた、現状を超えて投資を誘致するうえで、例えば、潜在的投資家への特別な税制上・規制上のインセンティブを提供するなど、より先を見越した役割を果たすべきである。

現在までの対応状況

我が国は、WTO 政府調達協定及び自主的に策定した「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」（平成 6 年 1 月 18 日閣議了解）により、公正、透明、内外無差別な調達を行っている。

PFI については、平成 16 年 12 月末現在、下記の通り、全国で 180 の PFI 事業について、実施方針が出され、事業が進捗中である。

< 進展している PFI 事業（累計） >

11 年度末	12 年度末	13 年度末	14 年度末	15 年度末	16 年 12 月末
3 件	15 件	43 件	90 件	137 件	180 件

< 分野別事業数 >

分野	事業数
教育と文化（小中学校、大学、図書館 等）	57
生活と福祉（老人福祉施設 等）	11
健康と環境（病院、廃棄物処理施設、上水道施設 等）	34
産業（卸売市場、観光施設 等）	8
まちづくり（公園、下水道施設、港湾施設 等）	22
あんしん（警察施設、行刑施設 等）	5
庁舎と宿舎（公務員宿舎 等）	21
その他	22
合計	180

内閣府調べ

一昨年（2003 年）及び昨年（2004 年）の日 EU 定期首脳協議において PFI / PPP に関する情報交換や PFI / PPP の良い実例についての意見交換を強化することが合意されたことを受け、2003 年 11 月及び 2004 年 11 月に日 EU 間の情報交換会合を実施した。昨年 11 月の会合では、一部の自治体や PFI 欧州調査団を派遣した経団

連の参加を得た。同会合では、政府調達に関する新指令に関する意見聴取の結果について EU側より説明がなされ、「競争的対話」(事前には建設の仕様やサービスの内容を詳細に決めず、数社に絞られた入札者と発注者との対話・交渉によりPPPを形成していく手法)に関する新指令の条項等に関する質疑応答が行われた。

欧州委員会が作成した「PPPを成功させるためのガイドブック」の和訳を日EUで協力し、作成した。この資料を2004年5月に東京で開催されたPPPセミナー(経済産業省、フランス政府等が主催。自治体、企業より約200名が参加)等において配布した。

2004年夏に欧州委員会は欧州におけるPPP事例集を公刊したところ、この日本語解説集を外務省の委託により作成している。

こうした地方公共団体の自主的な取組みを支援するため、国においては、「対日投資促進プログラム」を策定し、各団体が創意工夫を活かして誘致対象に柔軟かつ機動的な条件を提示できるよう、行政手続の見直し等を実施するとともに、その進捗状況について適宜フォローアップを行っている。

特区の取組みについては、これまでに、地方公共団体や民間事業者などからの提案を踏まえ、農業、教育、医療、福祉といった今まで困難とされてきた分野も含め、506件もの規制改革が実現されており、これらの規制改革を利用した特区も475の計画が認定されている。

今後の見通し

PF Iの活用につき今後とも積極的に推進する。EU諸国のPPPの経験に関するセミナーの開催等により、PF I/PPPに関する知見を広げていく。

今後とも、「対日投資促進プログラム」を着実に実施するとともに、その進捗状況を定期的にフォローアップし、必要に応じ同プログラムの適切な見直しを図り、施策の実効ある実施を図る。

また、地方公共団体や外国企業を含む民間事業者等から特区の提案募集を行い、受け付けた提案については、「実現するためにはどうすればいいか」という前向きな方向で、真摯な検討を行う。

9 . 強力な競争制度の確立

BDRT 提言

反競争的行為を防止するためには、日本の競争制度の強化が重要である。独占禁止法改正案は、公正取引委員会から速やかに国会へ提出され、実行されるべきである。

現在までの対応状況

課徴金制度の見直し，課徴金減免制度の導入，犯則調査権限の導入，審判手続等の見直し等を内容とする独占禁止法改正法案は，平成16年10月15日に第161回臨時国会に提出され，同改正法案は継続審議とされた。

今後の見通し

継続審議とされた独占禁止法改正法案の第162回通常国会での早期成立を期す。また，引き続き独占禁止法違反行為に対しては，厳正かつ積極的に対処してまいる所存。

10 . 日本郵政民営化

BDRT 提言

日本郵政公社の民営化は現在進行中の構造改革の重要な要素であり、もし効果的に実行されれば、日本経済の再活性化に寄与するであろう。しかしながら、民営化の枠組みは、郵政三事業（保険、貯金、郵便事業）における民間競合他社に対しても公正な競争環境を保証するものであることが必須である。

現在までの対応状況

- (1) 郵政民営化については、民間とのイコールフットィングの観点も盛り込んだ上、2004年9月10日に「郵政民営化の基本方針」を閣議決定した。
- (2) 民間とのイコールフットィングの確保については、郵政民営化の基本方針において、以下のとおり、記載されている。
 - ・ 民間企業と競争条件を対等にする。
 - ・ 民営化に伴って設立される各会社は、民間企業と同様の納税義務を負う。
 - ・ 郵貯と簡保の民営化前の契約（以下、「旧契約」と言う。）と民営化後の契約（以下、「新契約」と言う。）を分離した上で、新契約については、政府保証を廃止し、預金保険、生命保険契約者保護機構に加入する。（通常貯金については、すべて新契約とする。）

今後の見通し

現在、政府において、郵政民営化の基本方針に基づき法案作成を行っているところである。法案については、現在開会中の第162回国会に提出予定であり、今国会での成立を目指している。

1.1. 規制改革による事業展開の促進

BDRT 提言

日本政府の規制改革プログラムは、新しい規制改革および民営化促進委員会に政府の「規制改革三カ年計画」を実行する力を与え、特区展開を拡大することで強化されるべきである。日・EU 二国間の規制改革に関する対話、および欧州ビジネス協会のような欧州事業体が提出する規制改革提言には特に注意を払うべきである。

現在までの対応状況

平成 16 年 3 月 19 日に「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」が閣議決定され、同計画に基づいて規制改革・民間開放を進めているところ。また、平成 16 年 4 月 1 日には総理の諮問機関として「規制改革・民間開放推進会議」が設置され、同会議は平成 16 年 12 月 24 日に「規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申」を総理に提出（平成 16 年 12 月 28 日に答申の「具体的施策」を最大限尊重する旨の閣議決定）。さらに同会議が「規制改革推進 3 か年計画」及び「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に基づく規制改革の進捗状況を監視している。

また、その過程で、日 EU 規制改革対話に EU から提出された規制改革に関する提言や欧州ビジネス協力（EBC）を含む内外の意見を考慮している。

今後の見通し

規制改革・民間開放推進会議において、平成 17 年 3 月に個別分野に関する「規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申（追加答申）」（仮称）を総理に提出する予定。政府としては第 1 次答申及び追加答申を受け、平成 17 年 3 月末までに「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」を改定する。今後は同 3 か年計画（改定）に基づいて規制改革・民間開放を進めて行く。

また、これまでの日 EU 規制改革対話の議論を踏まえつつ、我が国の規制改革に関する EU の要望及び EBC からの提言を含めた内外からの提言については引き続き考慮していく。

1.2. 規制過程における透明性と一貫性の保証

BDRTの提言

日本の規制当局は、税制関連事項を含め、規制に関する透明性と一貫性を高めるよう更に努力すべきである。

現在までの対応状況

規制改革・民間開放推進会議において、「規制の見直し基準の策定等」をテーマに審議調査を行っており、平成16年12月24日に「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」を総理に提出した。

また、平成13年9月より、個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する申告期限前の照会（事前照会）に対して文書により回答を行い、その内容を公表する手続を実施してきた。今回、濫用防止等の措置を整備しつつ、対象範囲を拡充するための見直しを行い、平成16年3月29日受付分から実施している。

主な変更点は以下のとおりである。

従来、対象外であった「特定の納税者の個別事情に係る取引等」についても、手続の濫用防止等の観点から設けた一定の要件に該当しない限り、文書回答手続の対象とした。

同一の業種・業態に共通する一般的な照会については、一定の要件の下に、同業者団体等からの照会に対し一般的な回答を行うという手続を別途設けた。

（注）なお、わが国の税務行政上、事前裁定という行為は存在しないため、事前照会に対する文書回答制度であるとして提言を受け止めている。

今後の見通し

平成17年3月に規制改革・民間開放推進会議において規制の「基本ルール」を含む「規制改革・民間開放推進に関する第1次答申（追加答申）」（仮称）を総理に提出する予定。また、国税当局としては、上記の見直しの内容を踏まえ、課税処理の統一性・透明性及び税法の解釈・適用等における納税者の予測可能性の向上のために、今後とも適切に対応していきたいと考えている。

13. 日本の食品添加物リストの改革

BDRTの提言

厚生労働省が、2002年12月19日に薬事・食品衛生審議会に示した46種の食品添加物は、検討の上、すべて遅延なく速やかに精査され使用を認められるべきである。

現在までの対応状況

(1) 我が国においては、EUと同様、食品添加物は、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を害するおそれがないものと定める場合を除いては、使用等が禁止されている。

また、厚生労働大臣が新たに食品添加物としての使用を認める場合には、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことが義務づけられている。

(2) 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物や香料について、EUからの指摘品目も含め、国が主導的に指定等の検討を進めている。これまでに資料が整備された食品添加物20品目については、既に食品安全委員会に意見を求めたところであり、46品目の添加物のうち、その4割以上の品目について、指定に向けたリスク評価等の手続きが開始された。

上記のうち2品目について委員会でのリスク評価結果を得て、そのうちステアリン酸カルシウムについては薬事・食品衛生審議会における検討も終了したことから、平成16年12月にわが国での使用が認められたところである。また、亜酸化窒素については、平成17年3月末にもわが国での使用が認められる予定である。

(3) また、平成16年12月には、香料3品目についても、使用を認めたところである。

今後の見通し

(1) 厚生労働省としては、今後ともこれらの添加物の指定に向けて、必要な資料の整備及び検討を行い、食品安全委員会及び薬事食品衛生審議会における審議を依頼することとしている

(2) EUに対しても、今後、できるだけ迅速に評価が進められるよう、EUにおける科学的評価の根拠文献等の情報提供に引き続き御協力願いたい。

14. 新規医薬品申請における試験データの保護

BDRTの提言

新規医薬品申請の一部として提出されたデータは、欧州で保護されているのと同水準の保護を受けるべきである。我々は、2004年3月11日にEU委員会によって認められたデータ保護期間を踏まえ、日本製薬団体連合会が8年間の保護期間を求めていることを支持する。

現在までの対応状況

新規医薬品申請における試験データについて、知的財産を保護し、新規医薬品の開発に対するインセンティブを向上させる観点からの保護の強化等については、平成16年4月14日付けで日本製薬団体連合会から新薬データ保護期間を8年とすることの要望が提出されたことを踏まえ、検討を行っている。

今後の見通し

今後、関係業界からの意見も伺いながら、データ保護期間の設定の必要性、効果又は後発医薬品使用促進とのバランスなど、幅広い観点からさらなる検討を行った上、2005年度末までには結論を出すこととしている。

1.5. 通信分野における市場原理の強化

BDRTの提言

- (1) 日本は、相互接続料から NTS コストを除外する手立てを速やかに取り、事業者には効率よく、他の改善と共に再調整された費用を併合するよう要求するべきである。
- (2) 日本は、経済効率性、改革、投資、有効な競争結果の促進への必要性を含めた、主要な経済要因に焦点を絞ることで、エンドユーザーにとっての長期的な利益を生み出す決断を保證できるような立法上の要望を提示すべきである。
- (3) 日本は支配力の乱用に対して、競争のための保護手段を強化すべきである。
 - (イ) NTT が現在支配している市場すべてにおいて、料金表の届出と料金表に基づく料金設定義務を復活させる
 - (ロ) 事業間をまたがって横軸に、またネットワークと事業の小売領域の間をまたがって縦軸に、規制会計の公表をするよう NTT に要求する
 - (ハ) NTT が新規事業領域において各地域における支配的地位を活用できないよう、ファイアーウォールを強化する
- (4) 携帯電話会社間での現存波帯の配置の不公平性は更なる市場参入を検討する前に扱われるべきである。電波費用の支払いは使用した電波量を反映すべきである。

現在までの対応状況

- (1) 日本においては従来、料金政策的観点から NTS コストを接続料原価に含めていたところであるが、2004年10月、2005年度以降に適用される接続料の算定に関し、情報通信審議会より、5年間で段階的に NTS コストを接続料の原価から除くことが適当である旨の答申を受けたところである。この答申を踏まえ、接続料規則の一部を改正する省令案を同審議会に諮問し、2005年1月31日、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を受けたところである。
- (2) 電気通信事業法第1条の同法の目的においては「公正な競争を促進すること」及び「(電気通信役務の)利用者の利益を保護し、もって(略)国民の利便の確保を図る」ことが規定されており、既に競争的な市場環境及び消費者利益の促進について法令上の規定が置かれている。また同条は、「(電気通信事業の)運営を適正かつ合理的なものとする」とも規定しており、意思決定に当たっての経済的要因の考慮についても既に法令上明記されている。
- (3) 2004年4月の改正電気通信事業法施行後も、いわゆるボトルネック設備を設置する電気通信事業者は以下のような義務を負うこととなっており、市場支配力の濫用の可能性に関して十分な監視を行うことが可能である。
 - ボトルネック設備管理部門と利用部門を会計上分離し、その結果を公表すること
 - 接続約款を作成し、認可を受けること
 - 料金の適正な算定のため、総務省令で定める手続に従って役務毎に会計を整理し、公表すること
 - 基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務(他事業者による代替的なサービスが十分に提供されないこと等を勘案して定めるサービス)については、契約約款を作成し、届け出ることなお、仮に電気通信事業者が契約約款の届出を要しないサービスについて不当な料

金・提供条件を設定した場合であっても、業務改善命令により、是正を求めることが可能である。

- (4) 携帯電話用周波数については、2003年10月公表の「周波数の再編方針」において、中期的には約330～340MHz幅、長期的には最大で約1.38GHz幅の周波数を移動通信システム用として確保するよう再編を検討することとしている。

電波利用料については、総務省では「電波有効利用政策研究会」に「電波利用料部会」を2003年1月から設置し、新たな電波利用料制度の在り方について検討を進めてきたところ。この結果、「電波有効利用政策研究会最終報告書（電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方）」が取りまとめられ、2004年10月、公表された。同報告書においては、電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料額の算定において、電波の逼迫の程度や量的要素（使用する帯域幅、出力）等を勘案する等の提言が行われているところ。

今後の見通し

- (1) 総務省としては、上記の2005年1月の情報通信審議会答申を尊重し、接続料規則の一部改正を行う予定である。
- (2) (3)「現在までの対応状況」のとおり、既に必要な制度整備が行われており、これらにより適切に対応することとなる。
- (4) 携帯電話用周波数については、1.7GHz帯、2GHz帯(TDD方式)等を新たに携帯電話用として使用可能とすべく、無線局免許に係る方針案の検討に着手したところである。

電波利用料制度に関しては、「電波有効利用政策研究会」最終報告書の提言等を踏まえ、電波の経済的価値を考慮した電波利用料の算定方法等を導入し、これを財源として電波資源拡大のための研究開発や携帯電話等の利用可能地域の拡大等を推進するため、所要の電波法の改正法案を今通常国会に提出したところ。

16 . 外国税額控除制度の改正

B D R T の提言

外国税額控除について、層数に対する制限を大幅に緩和するとともに、対象子会社の親会社による持分下限を現行の25%から10%ないしは5%程度まで引き下げを求める。

現在までの対応状況

(税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。)

今後の見通し

(税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。)

17. CFC 税制（タックス・ヘイブン税制）の改正

BDRTの提言

日本の CFC 税制（いわゆるタックス・ヘイブン税制）に関し、次の 2 点の実現を求める。

- （1）再投資資金に対する適用緩和
- （2）CFC 税制の適用対象となるか否かに関する予見可能性を高めるための制度改善

現在までの対応状況

（税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。）

今後の見通し

（税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。）

第2ワーキング・パーティ（会計・税制）

18．会計

B D R T 提言

- (1) 日本政府が、日本企業の欧州市場における資金調達の重要性と、日本会計基準が概ねIASと同等であるということに対する、広範な理解を促進させることを要望する。
- (2) 日本とEUの当局が、IASの適用・導入を着実に進めることを要望する。
- (3) 日本とEUの当局が、IASBのルール設定・変更のプロセスに注視し、特にIASBに伝える意見の中で日欧の企業・投資家の利害に配慮することを要望する。
- (4) 会計・監査・開示の国際基準の収斂は長期的目標であることを認識し、日本とEUの当局は、将来の収斂につながる当面の目標として、基準の相互承認を適用することを要望する。

現在までの対応状況

- (1) 日本企業の欧州市場における資金調達の重要性及び近年の急速な会計基準の整備を通じて日本基準がIASと同等の高品質なものとなっていることについて、民間関係者と協力して、EUの幅広い関係者に対して積極的に説明を行ってきている。また、日・EU規制改革対話においても、EU側に対し、日本会計基準とIASの同等性を早期に受け入れるよう要望しているところである。
- (2) クロス・ボーダーでの受け入れにおいて、独及びスイス企業のIASによる財務諸表の利用を認めてきている。
- (3) 我が国関係者もIASBのルール設定・変更のプロセスに大きな関心を有しており、IASBの定款見直しの議論の中で、バランスのとれたメンバー構成及び適正なデュープロセスに対して、公聴会やコメントレターを通じて積極的に意見発信。また、定款見直しの議論の中で、デュープロセスについて、IASBが投資家や作成者からの懸念を十分に聴く機会を設け、適切に考慮すべきとコメント。
- (4) クロスボーダーの資本取引が増加する中、基準間のコンバージェンスは重要な目標。我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）もIASBと会計基準のコンバージェンスを最終目標として現行の基準の差異を可能な限り縮小する共同プロジェクトを開始を決定。
ただし、既に日本基準がIASと遜色のない高品質なものとなっていることを踏まえ、日本基準の継続的使用について認められるべきとして、EU関係者に説明を行ってきている。

今後の見通し

今後とも引き続き、2007年以降も日本の会計基準が欧州で認められるよう、日本企業の欧州市場における資金調達的重要性及び近年の急速な会計基準の整備を通じて日本基準がIASと同等の高品質なものとなっていることについて、EUの幅広い関係者に対して説明を行っていきたいと考えている。また、ASBJのIASBとの共同プロジェクトの取組みを、当局としても支援してまいりたい。

さらに、IASBが適切なデュープロセスに従うことは重要であり、当局としても今後とも注視していきたい。個々の会計基準に対しては、我が国からはASBJを中心にIASBに対して意見発信しているところであるが、当局からも必要に応じてIASBに対して意見発信していきたいと考えている。

19. 税制

BDRT提言

- (1) 日本政府が、子会社繰越欠損金の持込の容認、導入・加入時における子会社の時価評価の免除、連結グループ内寄附金の損金算入などの早急な連結納税制度の改善を行うことを要望する。
- (2) 日・EU間の相互投資を促進するために、日本政府が一定の源泉税を低減ないしは廃止するよう要望する。

現在までの対応状況

(税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。)

今後の見通し

(税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。)

第3ワーキング・パーティ（情報通信技術（ICT））

20．ブロードバンド加入者数目標の再設定

BDRT提言

両政府は、e-Japan戦略II/e-Europe行動計画の進展を踏まえ、ブロードバンドの普及に関する目標達成に向けた取り組みを加速すべきである。ブロードバンド加入者数については、各国毎の目標を絶えず見直し、再設定する必要がある。また、いつ・どこにおいても消費者が自由にサービスにアクセスできるよう取り組む必要がある。最後に、政府は公共サービスをマルチプラットフォーム化し、新たなオンライン/無線によるソリューションを採用することにより、バックオフィス手続の効率を大いに向上させることが可能である。

現在までの対応状況

「e-Japan重点計画2004」（2004年6月IT戦略本部決定）により、2005年までに利活用の推進やコンテンツ・サービスの充実等により、有線・無線を問わず、高速インターネットアクセス（144kbps以上30Mbps未満）へ4,000万加入、それに加えて超高速インターネットアクセス（30Mbps以上）へ1,000万加入を達成することが再設定された。

また、総務省に設置された「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」は、2004年12月、2010年の社会像として「u-Japan」（ユビキタスネット・ジャパン）を定義し、その実現のための「u-Japan政策」パッケージ等を提言した。この中では、シームレスなユビキタスネットワークの整備のために、2010年までに国民の100%が高速または超高速インターネットアクセスが利用可能な社会にすることを基本軸の一つとして挙げているところである。

今後の見通し

「e-Japan重点計画2004」の着実な実施により、目標値の2005年までの達成を図るとともに、「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」の提言を踏まえた検討を引き続き進めていく。

2.1. ブロードバンドの利用促進

B D R T 提言

両政府は、ブロードバンドネットワークの利活用を促進するための更なるICT利用環境の整備を進め、ブロードバンドによる電子政府、eヘルス、eエデュケーションといったアプリケーションの利用を普及させるべきである。これらは生産性を高めるための必須要素であり、高齢化問題を解決する一つの回答である。両国の政策立案者は民間企業の活力を削ぐことなく、新たなアプリケーションサービスの実現を積極的に支援し、早期に具現化していくべきである。特に、労働・医療・教育といった、国民生活に密着し、大きな改革効果が期待できる分野に関し、政府の役割は極めて重要である。e-Japan戦略 では、先導的取り組みとして7分野を取り上げているが、これらの取り組みを消費者・利用者の視点に立って着実に進めていくことが大事である。

現在までの対応状況

IT戦略本部は、「e-Japan戦略 」(2003年7月本部決定)において、国民にとって身近で重要な7つの分野(医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス)について先導的にIT利活用の取り組みを、民と官が連携して実践することとした。

更に、「e-Japan戦略 加速化パッケージ」(2004年2月本部決定)において、e-Japan戦略 を一層加速化するため、6つの分野(アジア等のIT分野の国際戦略、セキュリティ(安全・安心)政策の強化、コンテンツ政策の推進、IT規制改革の推進、評価、電子政府・電子自治体の推進)について、重点的に展開すべき施策を取りまとめた。

また、これらも踏まえ、「e-Japan重点計画-2004」(2004年6月本部決定)において、具体的な施策を盛り込み、活力あるIT社会の実現に向けて、政府一丸となって戦略的、重点的かつ迅速に必要な施策を推進しているところである。

今後の見通し

「e-Japan重点計画-2004」の確実な実施を図るとともに、行政サービス、医療、教育など国民に身近な分野を中心として利用者視点を重視した形でさらに強化する施策を取りまとめた「政策パッケージ(仮称)」(2005年2月本部決定(予定))を早急に行う。

2.2. 安全なネットワーク環境の確立

BDRT 提言

- (1) 両政府及び民間セクターは相互に連携し、アプリケーションの普及に伴うトラヒックの増加やサイバーテロ等の課題を克服し、安全なネットワーク環境を実現させるための対応を進めるべきである。
- (2) 両政府及び民間セクターは、バックボーン、ルータ、スイッチの改良を含む大容量ネットワーク技術等の研究開発に取り組む必要がある。また、通信の自由を尊重しつつも、攻撃元の追跡等、技術面のみならず法制度面からも、両国政府で協力し検討を行うべきである。

現在までの対応状況

- (1) 「e-Japan重点計画2004」において、セキュリティ（安全・安心）政策の強化を進めていくこととしており、具体的施策として、国民が安心してインターネット等を利用できる環境の構築のため、各府省庁、地方公共団体、重要インフラの情報セキュリティ確保、民間の情報セキュリティ強化等を推進している。特に、総務省においては2004年度より、情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業を開始し、情報セキュリティ侵害事案に関する実践的な対処法を習得するための研修用設備等の整備を促進している。

また、総務省の「u-Japan政策」（2004年12月）においては、ICTの利用環境整備の抜本強化を行い、2010年までに国民の80%がICTに安心感を得られる社会にすることを基本軸の一つとして挙げているところである。

一方、経済産業省においても、2003年10月に3つの戦略及び42の施策項目からなる「情報セキュリティ総合戦略」をとりまとめ、コンピュータウイルス、不正アクセス対策をはじめ、サイバーテロ対策までをも含めた総合的な情報セキュリティ対策を推進しているところである。

さらに、国際的なインターネットの安定性の確保のため、ルートネームサーバーをはじめとするインターネット基盤が安定的に機能するように、ICANN等の国際的なインターネットの運営体制を支援しつつ、これらと連携し、必要な措置を講じているところである。

日本・EUは、2004年6月の第13回日・EU定期首脳協議において、「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」を発表し、その中で情報システム及びネットワークの安全性とインターネット利用者の安全を確保するための展望及び政策的考慮を共有することとしている。

- (2) 総務省では今後想定される I P 化、ブロードバンド化の更なる進展を踏まえ、将来的なトラヒックの急増等に対応しうる次世代のネットワークインフラの強化等について検討するため、2004年2月から次世代 I P 研究会を開催し、同年6月に第一次報告がとりまとめられたところ。

今後の見通し

- (1) 「e-Japan 重点計画 2004」により、引き続きセキュリティの強化に取り組むとともに、「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」の提言を踏まえた検討を進めていく。また、「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」を踏まえ、安全なネットワーク環境の確立のため、日・EU間において適切な協力を進めていく。
- (2) 先進的なユビキタスネットワーク環境の整備の一環として、ネットワークインフラの強化の促進を実施する。具体的には、2005年度において、次世代バックボーンに関する研究開発、ユビキタスネットワーク基盤技術等の研究開発、次世代ワイヤレスシステムの開発等を実施する予定。

2.3. IT政策の進捗に関するPDCAサイクルの確立

BDRT提言

- (1) 両政府はIT政策の進捗に関し、民間からの意見も積極的に取り入れて、PDCAサイクルを確立し、官民は必要な対応策を立案・実行すべきである。
- (2) 日本ではIT戦略本部の付託を受けて、民間有識者から構成される評価専門調査会が中間報告書を取りまとめ、2004年3月にIT戦略本部に提出した意義は大きい。評価専門調査会が今後定期的に行う効果測定や進捗管理を、政府は施策実施の中で尊重すべきである。
- (3) IT戦略の遂行においては、個別の施策が予定通り実施されても、それが戦略目標、即ち真に実現したいことの達成に結びつかない場合もある。従って、どの施策がどれだけ寄与したか、その結果、成果は国民にどの程度還元されたかという総合的視点が重要である。

現在までの対応状況

- (1) 民間有識者で構成される評価専門調査会の評価結果をe-Japan重点計画-2004の策定に反映させることにより、PDCAサイクルがIT政策の枠組みの中に定着され、足りないものは直ちに足す、方向修正が必要なものは直ちに修正するという好循環を通じて、目標の実現に向けた取り組みを的確なものとする仕組みを実現している。なお、重点計画策定に際しては、従前よりパブリックコメントを募集し、民間からの意見も広く取り入れているところである。
- (2) 評価専門調査会では、2004年9月、11月にも中間報告書を取りまとめているが、これらは逐次IT戦略本部に提出され、施策実施に対する重要な提言として尊重されている。
- (3) e-Japan重点計画-2004の策定にあたり、利用者の視点に立った社会的に実現したい状態を示す「成果（アウトカム）目標」を新たに設定するとともに、成果目標と、成果を出すために担当する部門が行った施策の進捗状況に関する施策実施目標とが乖離しないよう両者を明確に対応させることとした。

今後の見通し

引き続き、評価専門調査会が行う効果測定や進捗管理、またそれを踏まえてなされる提言を積極的に取り入れ、PDCAサイクルを堅持しつつ、官民一体となってe-Japan戦略の実現に向けて必要な対応策を立案・実行する予定である。

2.4 . VoIP

BDRT提言

VoIPサービスに関して、両政府は従来のPSTN音声通信への規制と比較の上、VoIPに向けた規制政策を明確化する必要がある(日本におけるVoIPサービスのナンバリング等)。バランスの取れた、技術的に中立のアプローチが望ましい。VoIPがPSTNの代用として導入される際には、よく明確化された基本サービスのリストを再利用するのが適切だろう。VoIPサービスに対し、規制による義務を課す場合は、経済的・技術的可能性の見地から、産業界及びメーカーの密接な協力により明確化されなければならない。また、産業界はより緩やかな移動通信の体系に合わせ、VoIPのサービス品質及び性能要求を調整することが望ましい。逆に、新しいIPベース環境において適切かもしれない「より軽い」規制の可能性を考慮し、PSTN音声通信への規制を評価すべきである。より一般には、EUは日本の加入者(2003年末で400万)に受け入れられ成功したVoIPに基づく、日本における先端的な実践経験から学ぶべきである。

現在までの対応状況

日本においては、IP電話と既存電話(PSTN電話)との違いを利用者に説明しつつ、既存電話との間での通信を促進するため、2002年から、場所にとらわれない「050」から始まる11桁の番号をIP電話用に割り当てているところである。2003年からは品質、緊急通話等の点で既存電話と同様な条件を満たすものについて、既存固定電話番号(0AB~J番号)も利用可能とし、かつ既存電話からのナンバーポータビリティも導入したところである。日本においては、このような政策を通じてIP電話への移行のインセンティブを与えている。

今後の見通し

IP電話の普及は、サービスの高度化、料金の低廉化等のメリットをもたらす一方で、既存の電話の通話量を減少させ、既存電話ネットワークの維持を困難にする可能性がある。これは特にブロードバンド/IP電話を利用できない地域の人々にとって、電話料金上昇の可能性があることを意味することから、このような課題を認識しつつ、利用者の利益の確保も視点に入れた政策を推進する。

2.5 「消費者信頼」及び投資促進のための規制環境の整備

BDRT提言

消費者にとって、ブロードバンドはまず、インターネットにより高速に常時接続するための手段であった。今日、通信事業者及びサービスプロバイダによる「新しい波」が提唱されている。すなわち、VoIP、インターネット接続、インターネット放送のトリプルプレーの登場である。

公共政策における課題は二点ある。投資家側からすれば、この「新しい波」が規制による不確実性に妨げられないよう保証しなければならない。例えば、サービスプロバイダは必要なコンテンツへのアクセスを制限すべきではない。消費者側からすれば、高水準の信用と信頼を保証するための安心・安全に関するバランスが取られなければならない。同時に権利者は知的財産権侵害に対する強力な保護を必要とする。最後の点においては、デジタル著作権管理の導入が解決の一つとなるだろう。

現在までの対応状況

総務省においては、ブロードバンド・ネットワークを活用したコンテンツの制作・流通の促進に向けて、2002年度からの3か年度において、円滑な権利処理の実現に資する汎用的なメタデータ（コンテンツの属性情報）体系の策定とそれを活用した権利クリアランスシステムの開発・実証等に取り組むとともに、放送コンテンツをはじめとするブロードバンド・コンテンツの安全・確実かつ多様な流通の実現を図るため、メタデータを活用したコンテンツの多様な視聴や高度な権利保護を実現する技術及びコンテンツやメタデータ等の高品質配信を実現する技術の開発・実証を推進してきたところであり、それぞれ一定の成果が得られている。

また、2004年度より、インターネットの利用者がコンテンツの安全性を容易に判断できる環境を創出するため、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示す「コンテンツ安心マーク」（仮称）制度の創設に向けた検討を実施している。

今後の見通し

上記の施策を受け、2005年度より、ユビキタスネットワーク時代におけるマルチコンテンツ流通の促進に向けて、パーソナル通信ネットワーク上のコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保とコンテンツに係る権利の適切な保護の両立を図るため、マルチコンテンツ利用連携技術の開発・実証に取り組む予定。

また、2004年度に引き続き、「コンテンツ安心マーク」（仮称）の制度の創設に向けた検討を実施するとともに、マーク制度の運用システム及びアクセス制御システムの開発・実証に係る取組を推進予定。

第4 ワーキング・パーティ (WTO)

26 . 世界貿易機関 (WTO) に対する共同宣言

B D R T 提言

- (1) 2004年5月1日のEU拡大によって、WTOに対する欧州連合のコミットメントおよび義務が10の新加盟国に拡大適用され、欧州連合の発言が今や25の加盟国を代表するものとなっていることを歓迎する。この拡大は、欧州にとって、欧州及び日本を含む欧州の貿易相手国に経済および貿易上の重要な好機をもたらすという偉大な意義を有する出来事である。
- (2) 現在の貿易交渉は、多国間貿易システムに関わる全ての利害関係者にとって、経済の成長、安定、および将来の発展上、引き続き極めて重要なものである。我々は、これらの目的を達成するに当たってこの多国間貿易システムに代わるものはなく、またドーハ開発アジェンダ (DDA) での建設的な結果がこのシステムの信頼向上に役立つことを確信する。
- (3) 2003年5月、ブリュッセルでの前回の年次会合で言明したとおり、野心的なラウンドを成功裡にまとめることは、グローバルな効率性向上と、国際的な経済統合の促進を助け、またグローバル経済の持続可能な発展、高度情報社会の実現、及び新しい技術革新に向けた挑戦に、有意義な答えを導き出すのに役立つものと確信し続けるものである。
- (4) 我々は、昨年9月にカンクンで開催された閣僚会合で、WTOの新ドーハ・ラウンドの交渉を促進させることについて合意が得られなかったことに対し深い懸念を表明し、2003年12月18日に、EU委員会及び日本政府に対し、すべての加盟国に出来る限り早く、すべての加盟国が納得できる結果を得られるような柔軟性を示すようメッセージを送った。我々は、WTO加盟国が最近数ヶ月の間に、交渉の枠組において基本合意に達する可能性が出てきたことを控え、2004年7月までにさらなる交渉を行うという政治的な意志を新たにすることを歓迎する。この合意は、カンクンで得られた教訓に則り、またそれ以後の進展の上に構築される必要がある。ドーハ・ラウンドの成功を確実なものにするには、今や、政治的な意思を具体的かつ決定的な行動にさらに転化していかなければならない。

現在までの対応状況

- (1) 2001年のドーハ閣僚宣言を受け、ドーハ開発アジェンダ (DDA) 交渉に取り組んでいる。同交渉は農業、非農産品市場アクセス (NAMA)、サービス、アンチダンピングなどのルール交渉、貿易と開発、貿易円滑化などが議論の対象となっている。我が国は市場アクセスのみでなく、ルール策定や強化の分野も重視し、バランスのとれた包括的な成果が早期に得られるべく交渉を継続している。特に昨年7月に合意し

た枠組み等を受け、今後モダリティの作成に向け、一層の努力を必要としている。また、サービスやルール、貿易円滑化等についても実質的な進展を図る必要がある。

- (2) DDA交渉が開発を中心的な議題としたラウンドであることから、我が国は途上国が貿易による開発効果を十分に得られるよう、途上国との対話を強化し、貿易関連のキャパシティ・ビルディングにも力を入れている。
- (3) 知的財産権の保護は我が国の産業にとって重要であり、中国を始め、各加盟国におけるTRIPS協定の遵守を注視している。かかる観点から、我が国はEUとともに、中国をはじめとするアジア諸国の知的財産権の保護への取り組みに協力するため、昨年6月の日・EU定期首脳協議において「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアチブ」を発出し、10月には北京において共同セミナーを実施した。

今後の見通し

- (1) 昨年7月の一般理事会での枠組み合意を受けて、DDA交渉は再び軌道に乗った。今後は、本年12月に香港で開かれる第6回閣僚会議に向けて、農業、NAMAでのモダリティの確立、サービス貿易交渉、ルール交渉や貿易円滑化交渉の進展を目指す。最終合意に向け、我が国を含む各国が野心的かつバランスのとれたパッケージの早期妥結に向け努力する。
- (2) ジュネーブでの交渉のみならず、首都ベースの接触も含め、交渉の進展に取り組む。先進国のみならず、途上国との協議も十分に行い、有益なインプットをジュネーブに行っていきたい。
- (3) 我が国政府は経団連等との意見交換も含め、頻繁に連絡を取ってきており、今後も引き続き民間部門との連携をとっていくつもりである。

第5ワーキング・パーティ（生命科学/バイオテクノロジー（LS&BT））

27. 全体的な提言

BDRT提言

- (1) 2002年に日EU両国においてそれぞれ制定された「LS&BT戦略大綱」の行動計画が両政府の強力なイニシアティブの基で、緊迫感を持って実行されること。また、LS&BTの技術進歩と社会の変化に対応して、この行動計画の見直しが確実に行われること
- (2) EUと日本の官民を代表する4者が継続して定期的に対話を実施し、課題を討議しそれに基づく行動計画を実行に移すこと。現在の重要課題は以下の通り。
 - (イ) LS&BTの工業化を促進するため、日EU両国の現行規制の見直しと調和
 - (ロ) LS&BTに対する日EU両地域における国民理解と受容の向上のための協力、特にEU拡大も視野に入れて
 - (ハ) 起業会社・バイオベンチャーを成功に導いた最良の施策について日EU間で情報共有
- (ニ) LS&BTワークショップ、たとえば日EUで毎年交互に開催予定のBDRT WP5のバイオセミナー、たとえば2003年12月に東京で開催の第1回BDRTバイオセミナーのような会議を支援。これらへのEUメンバー国（特に新規加盟国）および日本政府の代表者による参加の促進
- (3) 「バイオ戦略大綱」の行動計画を効率的かつ効果的に実行するために、省庁間の調整機能の強化。それにはこの機能の要員増強・予算の増加を行うべきである。また、産業界が計画段階から評価段階に至るまで政府の政策・施策により深く関与できるようにすること
- (4) 学界、特に権威ある公立大学の研究者が、バイオ技術の国民理解を涵養するように、情報発信においてより大きな役割を果たすこと。学界人はこうした役割に時間を割くよう強く奨励されるべきである

現在までの対応状況

- (1) 2002（平成14）年12月にBT戦略会議が策定したバイオテクノロジー戦略大綱は、我が国のバイオテクノロジーに関する国家戦略であり、本戦略のもと、政府一丸となってバイオテクノロジー施策の推進に努力してきたところ。2004（平成16）年1月のBT戦略会議では、戦略大綱に基づく施策の進捗状況のフォローアップを行い、本戦略における200の詳細行動計画のうち、199項目が完了または実施中となっていることが確認された。
- (2) 経済産業省と欧州委員会企業総局は、1995年以来定期的に、日・EU産業政策ダイアログ・バイオテクノロジーWGを開催し、バイオインダストリー協会（JBA：Japan Bioindustry Association）及びEuropaBioといった両地域の産業界からの参加も得つ

つ、バイオテクノロジーを巡る産業政策等に関する官民4者による意見交換・情報交換を行っている。このバイオWGが取り扱うテーマは広範にわたっており、昨年9月に開催された第8回会合においては、両政府の政策や産業界の取り組みの紹介のほか、国民理解や tissue engineering 等の個別のテーマに関する議論が行われた。

また、2003年12月に東京にて開催された第1回BDR Tバイオセミナーにおいては、経済産業省より当時の江田経済産業大臣政務官及び生物化学産業課長が出席し、バイオテクノロジー戦略等に関するプレゼンテーション等を行った。

- (3) バイオテクノロジー戦略大綱の行動計画の効果的かつ効率的な推進をも念頭に、総合科学技術会議では、産業界を含む外部有識者等の意見も踏まえ、ライフサイエンス等重点4分野に優先的に研究開発資源の配分を行うことを盛り込んだ「科学技術に関する予算、人材等の資源配分方針」を毎年度決定。これを踏まえた予算措置を求め、総合調整を行っているところ。また、2005(平成17)年度概算要求時に、より質の高い施策への取組みを加速するべく、全ての科学技術予算をチェックし、優先順位付けを通じたメリハリの効いた予算の実現を目指すとともに、各府省の縦割りの施策に横串を通す観点から、産業界を含む外部有識者の意見も踏まえ、「科学技術連携施策群」を創設し、ポストゲノム(健康科学の推進)、新興・再興感染症、ナノバイオテクノロジーなどのバイオテクノロジー関連施策についても、重点的に推進していくこととした。
- (4) マスメディアを通じた情報の提供、大学・研究機関の公開等を活用して、積極的な情報の開示を進めるとともに、わかり易い情報提供のための資料作成を進めている。また、サイエンスチャンネル、日本科学未来館等において、BTに関する情報発信を進めている。

今後の見通し

- (1) バイオテクノロジー戦略大綱のフォローアップ等を行うためのBT戦略会議開催を検討中であり、引き続き、政府としてバイオテクノロジー研究開発の推進に向けて取り組んでいく予定。
- (2) 日・EU産業政策ダイアログ・バイオテクノロジーWGに関しては、官民4者が一堂に会する貴重な意見交換の場と認識しており、今後とも定期的開催し、日・EU双方の重要課題に係る政策立案等に更に役立たせたいと考えている。また、BDR Tのバイオセミナーに関しても、政府として、引き続き積極的に参画して参りたい。
- (3) 今後とも、総合科学技術会議は、各省より一段高い立場から各省間の調整機能を発揮しつつ、バイオテクノロジー研究開発の推進に向けて取り組んでいく予定。
- (4) (イ) BTを含む科学技術、理科教育を重点的に行う高等学校を対象とした「スーパーサイエンスハイスクール」、小・中学校を対象とした「理科大好きスクール」等の「科学技術・理科大好きプラン」の充実を図るとともに、小学校教諭、中学校・高等学校の理科教諭に対するBTを含む科学技術・理科教育に関する研修について、大学、研究機関等と教育委員会が連携して実施するための支援策を講じる。
 - (ロ) 高等学校等における教育目的の組換えDNA実験を行う指導者の育成を目的としたセミナーを開催する。
- (ハ) 大学等におけるBT関連公開講座の充実や公民館・コミュニティーセンター等

を活用した B T 関連の講習会の開催の促進のほか、B T を含む科学技術・理科について、興味や関心を引き起こす情報を提供し、科学館等を活用した情報発信を行う。

28. 健康 L S & B T

BDRT 提言

- (1) EU加盟国および日本における医薬品価格が、技術革新の価値を認知して決定されるように協力していくこと
- (2) 臨床試験の規制上の障害を低減し、一般人の試験への参画促進し、臨床試験のインフラ改善を行うこと。政府は臨床試験を政府研究資金の配分において優先対象とすべきである。
- (3) 国際薬事法規制の調和を、可能な限りまた実務上有効な場合、ICH（国際法規制調和会議）を通じ促進すること
- (4) 「薬価再算定ルール」を含む現行薬価制度について、一部の新薬だけを対象とするのではなく、すべての革新新薬について技術革新を報いた高い薬価を採用するように、業界と協力して変革していくこと
- (5) 日本に新たに設置された医薬品総合機構(PMDA)が、迅速で効率良く透明性の高い規制機関となるように確実な運営を行うこと。国際的な規制調和が必要であり、特に、臨床試験におけるエスニック・ブリッジングのあり方、新技術やバイオ・リスクの適用方法、品質規格や試験方法の調和について配慮が必要である。

現在までの対応状況

- (1) 新薬の研究開発(R&D)には多大な時間と費用を要する一方で、成功確率が高いとはいえないことから、良い新薬の恩恵を今後とも国民が享受するようにするために、将来の研究開発原資が確保されることが不可欠である。
- (2) 平成15年に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「全国治験活性化3ヵ年計画」に基づき、治験環境の整備を図っている。具体的には、患者の治験参加を支援する施策として国民に対する治験の意義等に関する普及啓発活動を行っている。また、医療機関における治験環境整備のための施策として、治験コーディネーターの養成を進め治験の実施体制の強化に努めているところである。

ICHで合意されたGCP基準に則り、適切に臨床試験を実施するよう求めているところ。

総合科学技術会議は、2005（平成17）年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分方針」において、基礎研究の臨床への橋渡し研究・治験等の臨床研究等を国が重点的に推進すべき事項としているところ。
- (3) ICHの設立以来、厚生労働省はICHの活動を通して新医薬品の薬事規制の調和を促進するとともに、本活動に貢献してきたところ。
- (4) 日本における薬価算定制度については、平成14年（2002）年度の薬価制度改革において、画期性加算、有用性加算の加算率の引き上げを行うなど、イノベーションの促進を図る観点から、革新的新薬の評価の充実を行う措置を講じてきているところである。
- (5) 日本は、これまでもICH E5ガイドラインの透明かつ一貫性のある運用に努めてきた。そのために、欧州を含む海外の業界団体とも頻繁に意見交換を行ってきた。当該ガイドラインの運用に際してのQ&Aが、2003年11月のICH大阪会合でステップ4として合意に達し、2004年2月より国内でも通知・運用されてい

るところである。

今後の見通し

- (1) 今後とも、制度を適切に運用していきたい。
- (3) 今後も引き続き積極的に協力して参る所存。
- (4) 今後とも、制度を適切に運用していくとともに、上記の点を念頭に、メリハリのある薬価制度を目指し、医療制度改革の中で薬価制度の議論を進めてまいりたい。
- (5) 日本は、PMDAが治験相談と審査を同一の審査チームで行う新しいシステムを導入し、我が国における医薬品の評価及び審査の過程が効率的に行われるよう努力していると考えている。

29. 工業/環境LS&BT(IEB)

BDRT提言

- (1) 産業界がより持続可能な生産プロセスに転換するようインセンティブを提供すること
 - (イ) 工業/環境LS&BT(IEB)の研究に優先的に公共資金を提供すること(たとえば、EUのフレームワーク計画7の活用)
 - (ロ) 持続可能な生産プロセスの実施を加速するように、減税措置や投資優遇措置を講ずること
 - (ハ) 非常に有望なバイオ技術には、コンセプト証明段階のごく初期から財政的援助を実施すること
- (2) 生分解製ポリマーのようなバイオマテリアルの基準を業界と協力して作り、バイオマテリアルの商業化を促進すること

現在までの対応状況

- (1) 経済産業省及びNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)では、工業プロセスや環境関連分野へのバイオテクノロジーの利用を促進すべく、バイオマスの利用による再生可能資源への転換、バイオプロセスの利用による環境負荷の少ない工業プロセスへの変革、廃棄物、汚染物質等の生分解・処理の研究開発を行い、循環産業システムの創造を図ることを目指した研究開発プログラム(生物機能活用型循環産業創造プログラム)を実施することを通じて、企業や研究機関への研究開発委託や補助を行っている。

なお、税制改正全般についての立場に関しては、回答末尾の別紙を参照。

- (2) 生分解性プラスチックの基準については、経済産業省(当時通商産業省)が1989年から1999年に実施した生分解性プラスチックの試験・評価方法の開発や、安全性に関する調査に基づき、2000年6月から、業界団体である「生分解性プラスチック研究会(BPS: Biodegradable Plastics Society)」が“グリーンプラ(1) 識別表示制度”を制定し、安全性と生分解性を確認した材料のみから構成されるプラスチック製品をグリーンプラ製品として認定し、統一シンボルマーク(2)により他のプラスチック製品と識別を図っている。なお、2002年度以降は更に認証製品のコンポスト化性に対する基準も制定・運用している。2004年末時点では既に700点を超える製品がグリーンプラマークを取得している。

また、同研究会では、グリーンプラ製品のドイツの認証機関であるDIN CERTCO及び米国の認証機関であるBPI(International Biodegradable Products Institute)との間で、試験結果の一部を相互利用する等の連携を2001年12月より始めて

いる。

- (1) “グリーンプラ”とは、生分解性プラスチックの愛称であり、当時の通商産業省、(財)バイオインダストリー協会(JBA: Japan Bioindustry Association)、生分解性プラスチック研究会(BPS: Biodegradable Plastics Society)が共催で愛称募集を行い、通商産業大臣賞を受賞したものの。
- (2) グリーンプラマーク



持続的発展可能な社会構築のため、バイオマスを利用した製品に関する民間自主基準の策定に対する支援など、これら製品の普及促進に取り組んでいるところである。

今後の見通し

- (1) 生物機能活用型循環産業システム創造プログラムにおいては、2010年度を目途に安全性の確保や生態系の保全を図りつつ、バイオプロセスによって有用物質を生産し、廃棄物や汚染物質は微生物により処理または再資源化するという、循環型の産業システムの実現に資する技術基盤の構築を図ることを目標としている。
- (2) 現在、生分解性プラスチックの識別表示制度については、JIS(日本工業規格: Japanese Industrial Standards)化の作業が進められており、2009年までを目途に、安全性規格・生分解性規格・コンポスト化性規格・識別表示規格を順次策定予定。

30. 植物LS&BT

BDRT提言

- (1) 日EU両国で遺伝子組み換え技術を含むバイオ技術の国民理解が促進されるよう共同の行動計画を立案し、実行すること
- (2) 栄養素の強化された作物や医薬原料などの機能性物質を生産する作物など、新規な組換え作物について、リスク評価手順と販売承認プロセスを検討し、長期的展望を示すこと
- (3) 政府は、国民理解の深化対策を含め、遺伝子組み換え技術の高度利用のための基本戦略を示し、地方自治体も含め国全体として統一した行動が取れるよう、強力なリーダーシップを発揮すること。

現在までの対応状況

- (1) (3) 遺伝子組換え技術を含む我が国のバイオテクノロジー(BT)に関する基本戦略である「バイオテクノロジー戦略大綱」では、我が国におけるBTの大きな跳躍のための三つの戦略の一つとして「国民理解の徹底的浸透」が掲げられ、その行動計画が示されている。

遺伝子組換え技術については、豊かな国民生活の実現に大きく寄与する可能性を有しているが、安全性はもとより、その推進にあたっては国民の理解を得ながら進めることが重要であり、関係団体、地方自治体と十分連携を取り、有用性・将来性について一般国民に対する情報提供を行っているところである。特に遺伝子組換え農産物等、農林水産分野におけるBTについては、国民の不安や懸念に応え、市民はもとより様々な立場の者が意見交換することを通じて相互理解を促進するため、シンポジウムの開催やパンフレット等の作成・配布による情報提供及び遺伝子組換え技術を科学的に理解し、円滑なコミュニケーションを行える人材の養成研修を実施するとともにホームページにより総合的な情報提供と自由なコミュニケーションができる体制を構築している。

- (2) 食品安全委員会はリスク評価を行うための機関であり、委員会においては、厚生労働省等からの依頼により、個別の遺伝子組換え食品の安全性評価を実施している。具体的には、食品あるいは飼料として利用される遺伝子組換え植物(種子植物)について、委員会で策定した「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき、ヒトの健康に影響を及ぼさないかどうかの評価を行っている。参考までに、評価フロー図を添付する。

なお、安全性評価基準は、食品安全委員会のホームページで利用可能であるので参照されたい。<http://www.fsc.go.jp/english/index.html>

また、食品としての安全性の他に、「遺伝子組換え生物の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき野生動植物へ悪影響を及ぼさないかどうか、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき家畜等へ使用してもよいかどうか、それぞれ科学的な評価を行っている。

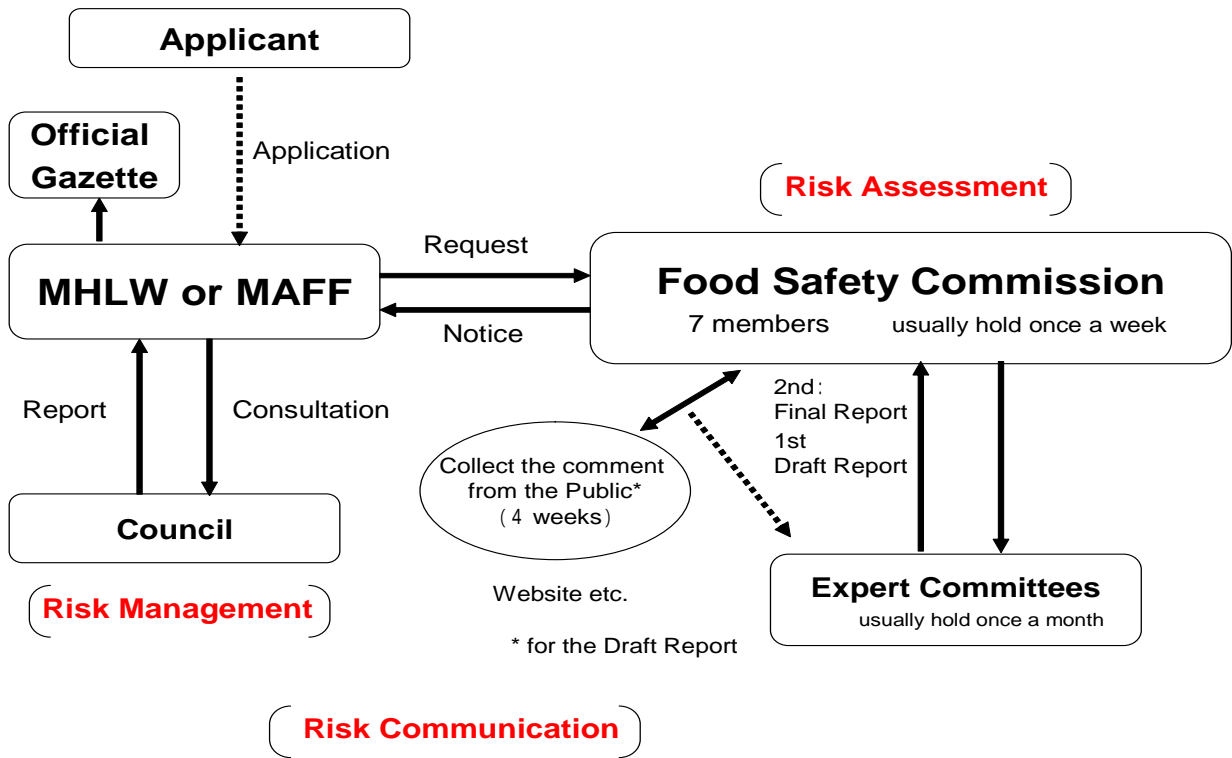
その結果、問題の無いもののみが承認され、販売・流通が認められている。

今後の見通し

- (1)(3) 今後とも遺伝子組換え技術を含むB Tの発展とB Tに対する国民理解の促進のために継続的・効果的な取り組みを進めていく。また、遺伝子組換え作物については、国民の更なる安全・安心の確保に向け、組換え作物からの遺伝子拡散を防止する安全確保技術や消費者が直接メリットを享受できる組み換え作物の開発を重点的に進めていく。
- (2) 組換え技術の進歩に応じて、適宜、安全性評価基準の策定・改正を行うこととしている。このため、例えば、栄養素の強化された作物等の組換え作物が実用化されることとなった場合には、その遺伝子組換え作物の特性に応じて科学的な評価を行っていくこととなる。

30. 植物LS&BT(2) 現在までの対応状況：別添資料(評価フロー図)

Procedure for Safety Assessment of GMOs for Food/Feed use



第6 ワーキング・パーティ（持続可能な発展）

3.1 . 自主的取り組み

BDRT 提言

日本では多くの産業が経団連環境自主行動計画に参加しており、成果を上げているが、欧州では産業の自主的努力が当局によってほとんど認知されていない。更に、各国で異なるアプローチを取っていることも含めた排出権取引指令は、欧州で活動する産業の競争力にマイナスの影響を与える。将来、政府によるどのような追加規制にも優先して、自主的行動に特権が付与されるべきである。

現在までの対応状況

産業界（経団連）の環境自主行動計画は、1997年6月に策定され、2010年の二酸化炭素排出量を1990年比±0%以下に抑制することを目標として掲げている。

これら産業界の自主的取組は、2002年3月に改定された「地球温暖化対策推進大綱」においても、我が国の地球温暖化対策の中核の一つを成すものとして位置付けられている。

環境自主行動計画の進捗状況については、経団連が1998年から毎年フォローアップを実施し、結果を公表するとともに、関係審議会等がその進捗状況をフォローアップすることで、実効性の確保を図っている。

今後の見通し

環境自主行動計画は、「環境と経済の両立」の原則の下、産業界の主体的な取組を推進する上で有効な手法の一つであり、今後とも、環境自主行動計画の透明性、信頼性を一層向上していくことが重要である。

排出権取引制度の取扱いについては、様々な意見を十分踏まえるとともに、他の手法との比較や国際的な動向、これまでの地球温暖化対策の実績と評価などを十分考慮しつつ、総合的かつ慎重に検討することが重要である。

3.2. 十分な事前協議

BDRT 提言

企業競争力を損なわないために、いかなる法案でも法制化を行う前に、産業界と当局との対話を強化する必要がある。京都議定書、ヨーロッパでの排出権取引指令、REACH プロジェクトは事前の産業界と当局の間の対話が不十分だった例である。欧州及び日本の政府との事前の十分な協議をビジネス界として提案する。

現在までの対応状況

政府が政策立案過程において基本的な政策の樹立、変更に係る立案や国民の権利義務に影響を与える新たな制度の導入等を対象に広く一般国民より意見を受け付ける機会としてパブリックコメント制度がある。

我が国では、平成11年3月に「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」が閣議決定されており、政府が規制の設定または改廃に伴い政令・省令等を制定する過程において、上記閣議決定に基づき、案等を公表し、国内だけでなく国外からも意見・情報（パブリックコメント）を受け付け、提出されたパブリックコメントを考慮して意思決定が行われている。

上記閣議決定の手続きに準じて、地球温暖化対策を審議している産業構造審議会環境部会地球環境小委員会の中間とりまとめ「今後の地球温暖化対策について」（2004年8月）についてパブリックコメントを募集し、事業者（産業界）からの29件を含む98件のコメントが寄せられた。また、2004年1月の中央環境審議会地球環境部会による「気候変動問題に関する今後の国際的な対応の基本的な考え方について」中間とりまとめの際には、パブリックコメント制度を通じ、海外からも12件のコメントが寄せられている。寄せられたコメントについては、他の意見と平等に今後の温暖化対策に役立てられることとなる。

政府は日本の経団連ほか各種業界との定期的な意見交換を行っており、また各種審議会でも産業界から委員として参加していただき、政策形成において産業界の意見に対しても適切に対応するよう努めている。例えば、上記の産業構造審議会環境部会地球環境小委員会では、全32名の委員のうち約3分の1の10名が経団連を含む産業界から業界横断的に選出されている。

以上の点は、地球温暖化対策を推進していくにあたり、産業界からの声に耳を傾けているという具体的事例である。

なお、平成16年度日・EU規制改革対話の対EU要望において、コンサルテーション手続（パブリックコメント）が存在しないEU加盟国における同制度の早期導入及び同制度のEUレベルでの調和を求めている。また、REACH規則案、EuP指令案、廃電池指令案等の環境関連のEU法案については、産業界の意見を継続的に聴取した上で、日・EU規制改革対話等の場を通して、EUに対し、目的に照らして過剰な義務・負担を事業者に課すべきではない等の立場を繰り返し表明している。

今後の見通し

京都議定書目標達成計画の策定にあたっては、政府内調整が済んだ後、パブリックコメントに諮り、産業界をはじめ広く国民の意見を求めるプロセスを経て、最終的に閣議決定

される運びとなっている。

また、環境税、排出量取引制度を検討する際には、各省の審議会においても十分に審議を行うことになっており、その審議においては、これまで同様に産業界からも参加を求めていくこととしている。また、パブリックコメントを通じた国内外からの意見に対しても十分に耳を傾けていくこととしている。

3.3. 革新/パートナーシップの推進

BDRT 提言

当局は、意欲的プロジェクトの推進のために資金提供を行うと共に、さまざまな取り組みに参加すべきである。欧州では、航空調査諮問委員会 (ACARE) や鉄道研究審議会 (ERRAC) に続き、最近 EU 鉄鋼技術審議会も始動したが、それは欧州委員会と多くの産業が関与し、今後 25 年間に渡る研究の道を開いたものである。意欲的で高額な費用を必要とする研究プロジェクトは企業間で協力して推進しているが、日 EU 当局は、持続可能な発展に関わる共同研究プロジェクトのための審議会を主導することができる。

現在までの対応状況

日本と欧州委員会との間には、研究開発、科学技術における協力を促すフォーラムとして日 EU 科学技術フォーラムがあり、また日 EC 科学技術協力協定に関する協議の際にも日 EU 間の研究開発協力を進めるため話し合いを行ってきた。地球温暖化対策分野における国際協力としては、多国間の枠組みを中心に情報交換等を展開しているところ。

今後の見通し

日 EU 間の研究開発協力を促すため、5 月末に政府間会合を行い、EU の研究助成制度 (FP) 等について情報交換する予定であり、また、日本の研究者に EU の研究助成制度等について周知し、研究開発協力を促すためのセミナーが開催される予定である。日 EC 科学技術協力協定が署名され、発効した後は、同協定にしたがって、定期的に政府間会合を開催し、協力を促すための活動を行う。今後の動向を踏まえ、産業界等、さまざまなニーズに応じて対処していきたい。

3.4. 代替エネルギーの技術開発の促進

BDRT提言

原子力エネルギーは、CO₂を排出せず、中東依存の石油供給構造から脱却するためにも促進されるべきである。中長期的には、化石燃料からバイオマスや水素などのカーボンニュートラルなエネルギー源へ転換を図ることが重要である。そのためには技術開発が鍵となり、日EU産業界が積極的に協力して取り組む。日EU政府には、この技術開発の加速化の為に財政支援を行い、これら新しい技術に対する産業へのインセンティブを高めるべきである。

現在までの対応状況

- (1) 原子力については、安定供給に資するほか、地球温暖化対策の面で優れた特性を有するエネルギーであるため、安全の確保を大前提に、核燃料サイクルを含め、原子力発電を基幹電源として推進する。
- (2) 太陽光、バイオマス、燃料電池等の新エネルギーについては、地球温暖化問題への対応やエネルギー供給源の多様化を図る観点から、その技術開発・導入促進に最大限の努力を傾注することが重要と考えている。

他方、現時点では、従来型の電源に比べ発電コストが高いという経済性の問題や、自然条件によって出力が左右されやすいという安定性の問題等を抱えている。

これらの制約を克服するため、例えばバイオマスについては、高効率にエネルギー転換する技術開発を行うとともに、既に実用化に達しつつある技術の導入を円滑化するための実証試験を行っている。

一方、燃料電池についても、環境負荷低減、省エネルギー、エネルギー源の多様化等の特色を有しており、関連する産業の裾野が広いとため、新規産業・雇用の創出が期待されている。このため、燃料電池の実用化・普及に向け、研究・技術開発、実証等を行っている。

さらに、設置者の負担軽減を通じて初期需要の創出を図ることによりシステム全体の価格の引き下げを促すよう設置費用への補助等を行っている。

今後の見通し

今後とも、原子力を推進するとともに、新エネルギー源ごとの特性や課題に応じて支援策の拡充を図るなど、新エネルギーの導入に向けて全力で取り組んで参りたいと考えている。

3.5. ポスト京都議定書

BDRT提言

地球温暖化問題は、地球規模の問題である。温室効果ガス削減に関する2013年以降の枠組みについては、米国やロシアそして今後大幅な排出増が予想される途上国も含め、柔軟で実効性を持った内容にすべきである。また日EU企業の競争力を損なうことがあってはならない。もし、京都議定書がロシア、米国によって批准されなかった場合は、日欧産業界の競争力を確保するための新たな気候変動戦略の構築が至急必要である。

現在までの対応状況

- (1) 2004年11月に、わが国からの度重なる働きかけもあり、ロシアが京都議定書を締結した。これにより、京都議定書は2005年2月16日に発効することとなり、2005年末までに京都議定書第一約束期間(2008~2012年)の後の期間の約束の検討が開始されることとなる。
- (2) 2004年12月に開催された気候変動枠組条約第10回締約国会合(COP10)において、ポスト京都議定書(2013年~)を視野に入れた次期約束の検討が2005年末までに始まることを踏まえ、全ての国の参加の下に、中・長期的な将来の行動に向けて、情報交換を通じた取組を開始することを決定した。2005年5月に締約国間で「政府専門家セミナー」が開始され、効果的で適切な対策を展開していくための行動につき情報交換が行われ、その成果が締約国にフィードバックされることとなった。

我が国は、本件セミナー開催の考えを早くから歓迎し、全ての国が参加してともに前進する重要性を強調しつつ今次決定の合意形成を促すとともに、今年のセミナーの場でも積極的にわが国の立場を説明し議論の活性化に貢献していきたい旨、表明した。

なおCOP10の際に行った二国間会談においても我が国より、主要各国に対して、京都議定書第一約束期間以降のステップに向けた、二国間、多国間等さまざまな機会を通じた協力を働きかけた。
- (3) わが国は、地球規模で温室効果ガス排出を削減するためには米国や開発途上国を含むすべての国が参加する枠組みの構築が重要であるとの立場から、米国に対しては日米政府間ハイレベル・事務レベル協議等の協議を通じて、京都議定書への参加及び一層の温室効果ガス排出削減の努力を求めている。また、2003年に引き続き2004年9月に東京で「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合をブラジルとの共同議長の下で主要先進国及び途上国を招いて開催し、今後の排出削減に向けた具体的な行動について率直な意見交換と働きかけを行い、各国より高い評価を得ている。

今後の見通し

- (1) わが国は、全ての国が参加する共通ルールの構築に向けて今後も努力を継続する。
- (2) 2005年5月に開催される政府間セミナーの他、本年後半に予定されている第4回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合などを通じ、全ての国が参加する将来の枠組み構築において積極的な役割を果たすべく、政府部内で対応を検討中。

3.6. 教育の重要性

BDRT提言

マスコミや当局は、持続可能な発展を実現する責任の大半は産業にあるとしている。産業界が貢献をしなければならないのは明らかであるが、個人の車の使用や家庭での電力消費に関わる貢献も必要である。当局は、社会による貢献を確実なものにするため、初等教育から大学までの教育、啓発を充実させる必要がある。

現在までの対応状況

持続可能な発展を実現するためには、学校教育、学校外教育を問わず、国際機関、各国政府、NGO、企業等あらゆる主体間で連携を図りながら、教育・啓発活動を推進する必要がある。

- (1) 文部科学省、環境省をはじめ関係府省は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成15年法律第130号)及び同法に基づく政府の基本方針(平成16年9月閣議決定)に基づき、持続可能な社会に向けた環境教育等を推進している。
- (2) 従来より、日本においては社会科、理科、家庭科等の教科や道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通じて環境教育が行われているところであり、新学習指導要領においても、理科などの各教科等における環境に関する内容の一層の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、体験的、問題解決的な学習を通じて、環境問題について、より教科横断的・総合的に学習を深めることが可能となるようにしたところである。
- (3) 文部科学省は、環境教育に関する優れた実践の促進・普及や情報提供体制の整備、環境教育に関する「環境教育推進グリーンプラン」、学校教育における体験活動を推進する「豊かな体験活動推進事業」、環境への負荷の低減に対応した学校施設の整備を推進する「エコスクールパイロット・モデル事業」等を一体的に実施し、学校における環境教育の一層の推進を図ることとしている。
- (4) 年齢に関係なく全ての方々が生涯にわたり、環境の保全についての理解と関心を深める社会教育が必要であり、それぞれの地域の実情に応じた工夫のもと、様々な内容、機会、形態による学習活動を奨励、支援している。
- (5) 環境省においては、小中学生の地域における環境保全活動を支援するために「こどもエコクラブ事業」、環境保全に関する助言等を行う「環境カウンセラー登録制度」を実施しているところ。また、文部科学省との連携の上で、「環境教育リーダー研修基礎講座」の実施、「環境教育・環境学習データベース総合整備事業」を実施しているところ。さらに、環境保全に取り組む家庭を支援するための「我が家の環境大臣事業」、地域の学校を活用し、環境負荷の軽減を目的とした「学校等エコ改修・環境教育モデル事業」を平成17年度予算案に盛り込んでいるところ。

今後の見通し

本年より、国連「持続可能な開発のための教育の10年」が始まっていることも考慮し、持続可能な発展を実現するために、従来から力を入れている人権教育、環境教育、異文化理解などを一層推進し、広報活動を活用することにより、我々一人一人がリサイクルなど

の資源の持続的活用の重要性、環境保全の重要性などを認識し、個人レベルにおける意識高揚を啓発するための活動を実施していく。

3.7. 発展途上国への支援

B D R T 提言

多国籍企業は発展途上国で事業を行う際は、経済・社会・環境面での持続可能性を尊重し、当該国にその原則を移転するよう努力している。日 EU 当局には、財政支援に留まらず、例えば途上国へ温室効果ガス削減技術の移転を通じて発展途上国を支援することを要請する。そのような技術は“クリアリングハウス”(公開情報を見られる Website)を設けることによって簡単に紹介することが出来る。

現在までの対応状況

わが国は、1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)の機会に「京都イニシアティブ」を発表し、これを中心として様々な温暖化対策分野の開発途上国への支援を実施してきている。

例えば、JICAを通じ、「地球温暖化対策コース」及び「地球温暖化対策(京都メカニズム)担当者養成」の研修などを実施してきている。

また、ICETT((財)国際環境技術移転研究センター)では、エネルギーの効率的利用などに関わる環境技術情報のWebsiteでの発信を行っており、クリアリングハウスに関する取り組みを進めている。

また、アジア太平洋地球変動研究ネットワークでは、アジア太平洋地域における地球環境変動の研究を推進し、その研究への途上国からの参加を促進し、科学者・研究者と政策決定者との連携を強化することを目的として、気候変動をはじめとする様々な地球変動研究の支援を行っている。

今後の見通し

わが国としては、引き続き、「京都イニシアティブ」を中心として、温暖化対策分野の途上国支援を実施していく。

JICAを通じて、引き続き、「地球温暖化対策コース」及び「地球温暖化対策(京都メカニズム)担当者養成」等の研修を実施していくとともに、既に整備・運用しているICETTのクリアリングハウスの更なる利用向上を目指し、技術情報の充実やWebsiteの認知度の向上に取り組む予定である。

なお、クリアリングハウスは、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局の下にも、既に整備されており、気候変動分野における技術のマッチングシステムが国際的に運用されているところであり、わが国の技術も登録されている。わが国は、気候変動枠組条約締約国会議(COP)等の場において、技術開発や技術移転の議論に積極的に貢献しており、今後とも本システムの効率的で着実な運用がなされるべく貢献していく。

税制関連提案について

税制改正については、毎年の税制改正プロセスにおいて、各省庁から税務当局に出された要望・意見について、経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、政府・与党の税制調査会の議論を踏まえ決定されるものであり、BDRTのご提案を含め各層の意見等については、各省庁が税制改正要望を作成する際に、参考とされ、毎年の税制改正に反映されてきたところ。

第6回日EU BDRT本会合の提言においては、

第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）

- 2．投資の成果に対する保障
- 4．事業再編の支援（法制・税制上の観点）
- 7．海外投資を支える法制・税制の近代化

16．外国税額控除制度の改正

17．CFC税制（タックス・ヘイブン税制）の改正

第2ワーキング・パーティ（会計・税制）

19．税制（連結納税制度）

第5ワーキング・パーティ（生命科学/バイオテクノロジー（LS&BT））

29．工業/環境 LS&BT（IEB）

の各項目において税制関連提案がなされているが、適当と考えられる要望については、ビジネス環境改善の観点から参考とさせていただきたい。

なお、今までのBDRTのご提案の中では、例えば第5回本会合の提言「20．連結納税制度の改善」に挙げられている連結付加税の廃止については、平成16年度税制改正において措置された。

また、国際的な投資交流の促進の観点から、わが国は、2004年3月、米国との間で現行の租税条約を全面的に新しくする新条約を締結した。新条約は、OECD条約モデルを基本としつつも、配当、利子及び使用料の支払いに対する源泉地国課税を大幅に軽減し、また、こうした減免措置と併せ、条約の濫用や租税回避の防止等のための措置をとることとしている。

今後、欧州諸国との間でも、日米間の新条約を基本方針としつつ、必要に応じて既存の租税条約の改正又は新規の租税条約の締結交渉を進めていく方針。